

\*\*\*\*\*

# 足寄町農業委員会

## 第23回総会会議録

\*\*\*\*\*

自 令和6年1月30日

至 令和6年1月30日

足寄町農業委員会

令和6年1月30日 第23回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分  
閉会 午後 時 分

1 出席委員

1番 飼 取 靖 徳	2番 吉 川 友 二	3番 遠 國 和 宏
4番 上 妻 良 一	5番 菊 地 隆 志	6番 宮 口 孝 治
7番 松 田 博 幸	8番 遠 藤 勇	9番 人 見 華 代
10番 石 黒 彰	11番 岡 元 義 春	12番 吉 村 進

2 欠席委員

3 議事に参与するもの

事務局長 山田 弘幸  
総務担当主査 留田 篤史  
総務主査 飼取 秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 5 議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 6 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第4号 土地の現況証明書下付について

# 第23回農業委員会総会

令和6年1月30日

開会 午後1時30分

## (開会)

○議長 ただいまから、令和5年度第23回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、全員の出席です。

## (会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

## (署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、11番岡元義春委員、1番飼取靖徳委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

## (報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、母親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和5年10月23日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2番を説明します。本件は、母親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、平成21年5月12日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

## (議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年12月31日で、土地の引渡期日も令和5年12月31日です。

なお、解約された農地は、地区担当農業委員と利用調整します。

合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

#### (議案第2号)

○議長 「議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、足寄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

足寄町長、渡辺俊一氏より意見を求められた足寄町農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町螺湾226番7、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は雑種地です。

面積につきましては、10, 910m<sup>2</sup>のうち、15m<sup>2</sup>です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、電気通信基地局設置のため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

2番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町新町41番2ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、現況は山林、原野です。

面積につきましては、207, 103m<sup>2</sup>のうち、25, 967m<sup>2</sup>です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が山林、原野になつたため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

3番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町新町90番、計1筆です。

地目につきましては、公簿は雑種地、現況は原野です。

面積につきましては、16, 611m<sup>2</sup>のうち、1, 762m<sup>2</sup>です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が原野になつたため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

4番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町中足寄128番3ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は原野、現況も原野です。

面積につきましては、47, 468m<sup>2</sup>のうち、11, 938m<sup>2</sup>です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が原野になつたため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

5番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町中足寄13番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は雑種地、原

野、畑、現況は原野です。

面積につきましては、25, 840m<sup>2</sup>です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が原野になったため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

#### (議案第3号)

○議長 「議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和5年度第10号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸96番1ほか22筆、計23筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、原野、山林、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、1, 121, 37

0m<sup>2</sup>のうち、畑が780, 703m<sup>2</sup>、採草放牧地が340, 667m<sup>2</sup>です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が經營移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定（継続）するものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番から8番を説明します。

局長。

○事務局長 2番から8番は、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和5年12月20日を持って期間満了となったため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

案件の詳細につきましては、議案書に記載とおりです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

9番から11番を説明します。

局長。

○事務局長 9番から11番は、令和5年11月29日開催の第21回足寄町農業委員会総会で、北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、買い入れされた農地で、今回、それぞれの受け手に貸し付ける案件です。

案件の詳細につきましては、議案書に記載とおりです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

12番13番につきましては、岡元義春委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 47分 休憩

午後 1時 48分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

12番13番を説明します。

局長。

○事務局長 12番13番は、令和5年1月29日開催の第21回足寄町農業委員会総会で、北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、買い入れされた農地で、今回、受け手に貸し付ける案件です。

案件の詳細につきましては、議案書に記載とおりです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後 1時 49分 休憩

午後 1時 50分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

14番から16番を説明します。

局長。

○事務局長 14番から16番は、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

14番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登269番1ほか13筆、計14筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、141, 902m<sup>2</sup>のうち、95, 083m<sup>2</sup>です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係

ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間351,000円、10アール当たり3,700円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

15番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登386番2ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、現況は畑です。

面積につきましては、15,730m<sup>2</sup>です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間58,000円、10アール当たり3,700円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

16番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登307番1ほか6筆、計7筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、40,814m<sup>2</sup>のうち、33,650m<sup>2</sup>です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間141,000円、10アール当たり4,200円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から所有農地を貸したいとの申し出があり、令和

5年12月1日付けで、人・農地プランの芽登地区と末広・森のまきば地区の方々に公募しました。

同年12月22日までの公募締め切りまでに、3名の方々から借りたいとの申し込みがあり、令和6年1月18日に農用地利用調整会議を開催し、受け手を調整した案件です。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

#### (議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

願出入、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町新町41番3ほか2筆、計3筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いし

ます。6番、宮口孝治現地調査委員長。

○宮口現地調査委員長 本件は、1月18日、私と岡元委員、飼取委員、事務局で航空写真等により確認を行いました。

現地は、原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年度第23回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 57分 閉会

---

議長 古村進

---

農業委員 岡元義春

---

農業委員 飼取清徳

---